

佐賀県告示第 298 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 4 年 12 月 17 日から施行する。

令和 4 年 12 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2-（3-メトキシフェニル）-2- [（プロパン-2-イル）アミノ] シクロヘキサン-1-オン（通称名：MXiPr、Methoxisopropamine）及びその塩類
- (2) 化学名 N-メチル-1-（5-メチルチオフェン-2-イル）プロパン-2-アミン（通称名：5-MMPA、Mephedrene）及びその塩類
- (3) 化学名 2- {2-（4-エトキシベンジル）-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン（通称名：Etazene、Etodesnitazene）及びその塩類
- (4) 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ヘキシル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-HEXINACA、ADB-HINACA）及びその塩類
- (5) 化学名 N-（1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：APP-BINACA、APP-BUTINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため